

地様式第 13 号

## 地域雇用開発奨励金事業所状況等申立書

法人又は屋号 (予定)名			労働局 記載欄
申立事項			
1	当該設置・整備事業所について補助金等の交付を受け、又は受けようとしていますか ( いいえ ・ はい ) はいの場合はその名称( ) ※補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書(交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。)(写)を提出しないと対象経費として認められません。		
2	当該設置・整備事業所について既に雇用調整助成金に係る計画を提出していますか ( いいえ ・ はい ) ※雇用調整助成金に係る計画を提出している場合、本助成金は支給できません。		
3	当該設置・整備事業所について既に地域雇用開発助成金の支給を受けるための計画書を提出していますか ( いいえ ・ はい ) ※地域雇用開発助成金の支給を受けるための計画書を提出している場合、本助成金は支給できません。		
4	対象労働者の雇入れに係る条件(予定)等 ※地域の雇用改善に資すると認められない場合、計画書の受理はできません。(本助成金の支給はできません。)		
	雇入れ人数	( )人	
	賃金水準(月額)	( )円 ~ ( )円	
	所定労働時間	( )時間/週	
5	高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けているか。 ( いいえ ・ はい ) ※勧告を受けており、完了届を提出するまでに是正されない場合、本助成金は支給できません。		
6	その他の助成金の支給を受け又は計画を提出していますか ※助成金によってはどちらか一方しか支給できません。 ( いいえ ・ はい ) はいの場合は、その名称( )		
7	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、保管していますか ( はい ・ いいえ ) ※ 審査に必要な書類等を整備・保管していない場合、本助成金は支給できません。		
8	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後の必要な調査等で必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する等審査に協力しますか ( はい ・ いいえ ) ※ 管轄労働局のおこなう審査に協力しない場合、本助成金は支給できません。		
9	管轄労働局が当該設置・整備事業所に立ち入って行う実地調査(必要な支給決定後調査を含む)に応じますか ( はい ・ いいえ ) ※ 管轄労働局のおこなう事業所に立ち入っての実地調査に応じない場合、本助成金は支給できません。		
10	当該設置・整備事業所について、今回の申請内容は次のどれにあたりますか <input type="checkbox"/> 新規創業 <input type="checkbox"/> 既存施設での増設(動産の購入のみを含む) <input type="checkbox"/> 他の場所で施設を増設		
11	当該設置・整備事業所以外に適用事業所を設置していますか ( いいえ ・ はい ) はいの場合    適用事業所数( )ヶ所 申請事業主が取得しているすべての適用事業所番号 (    —    —    —    ) (    —    —    —    ) (    —    —    —    ) (    —    —    —    ) (    —    —    —    ) (    —    —    —    )		

裏面に続く

地様式第 13 号(裏面)

	申立事項	労働局 記載欄
12	<p>当該設置・整備事業所について雇用保険適用事業所として非該当承認申請をせずに設置を行っていますか。または行う予定ですか</p> <p>( いいえ ・ はい )※雇用保険適用事業所の非該当施設は、当該助成金の対象になりません。</p>	
13	<p>当該設置・整備事業所について、どの内容を申請予定ですか</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産 ( <input type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借 )、 <input type="checkbox"/> 動産 ( <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借 )</p>	
14	<p>上記 13 について</p> <p>・建物の一部に賃貸用の施設が含まれていますか。 ( いいえ ・ はい )※事業所と一体の建物内に、賃貸用の施設がある場合、賃貸用の施設部分と共有部分は経費の算定対象となりません。</p> <p>・建物の一部に事業主の自宅などが含まれていますか。 ( いいえ ・ はい )※事業主の自宅などと一体となっている施設は、施設全体が算定対象となりません。</p> <p>・建物の一部に従業員の福利厚生施設が含まれていますか。( いいえ ・ はい ) はいの場合、当該福利厚生施設に要した費用が総費用の 1/3 以下ですか。( はい ・ いいえ )</p>	

※ 申し立て事項の各項目については、必ず記載をしてください。

※ 各項目について支給要件を満たしていない場合・偽りの申告をしていることが後から発覚した場合には、助成金の支給をすることができません。

上記内容に相違ありません。

住所

申請事業主

印